

受注業者各位

岩見沢市契約検査管理課

### 建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約手続について

「建築士法の一部を改正する法律」が施行され、改正後の建築士法第22条の3の3により、建築設計業務契約又は工事監理業務契約の締結に際して書面に記載し、当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されたところでは、

つきましては、下記のとおり対象業務の契約事務を一部変更しますので、お知らせします。

#### 1 対象業務

市が発注する述べ面積300㎡を超える建築物の建築設計及び工事監理業務

#### 2 提出書類

別紙「建築士法第22条の3の3に定める事項」

※様式は下記 URL からダウンロードできます。

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/contents/item/1508227>

#### 3 提出方法

(1) 落札決定後、「別紙」を作成し、業務担当課へ提出する。

(2) 業務担当課で内容の確認を受ける。

(3) 確認を受けたものを契約書に綴じ込む。

※契約書頭書、約款、別紙「建築士法第22条の3の3に定める事項」の順で綴じる。

(4) 上記で作成した契約書を契約検査管理課へ提出する。